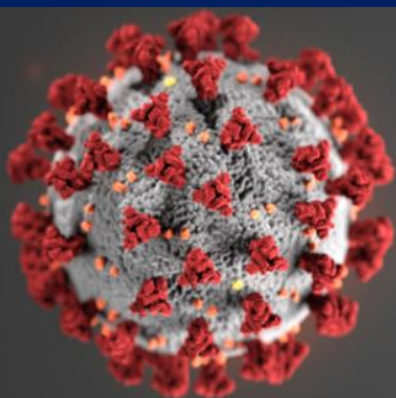


新型コロナウイルス対応 ガイドライン



コロナに勝つ！

COVID-19

CDC is closely monitoring an outbreak of respiratory disease, recently named COVID-19.



多摩鍼灸整骨院グループ

作成者	株式会社 シナプス
最終更新日	2020年 5 月 6 日

目次

新型コロナウイルスガイドライン	1
目次	2
はじめに	3
患者様への注意喚起	4
ホームページ・SNS 等	4
院内掲示・院内検温のお願い	4
院内環境における対応	5
院内衛生確保・感染防止対処	5
社員の健康管理	7
一日の流れ	7
感染者情報に接した場合の対処	8
通院患者様が感染していた場合	8
社員が感染した場合	9
社員の同居・家族が感染した場合	9
相談窓口	10
1日3回の社員のセルフコロナチェック	10
付録：参考資料	11

はじめに

世界レベルで新型コロナウイルス感染が拡大する中、日本国内に於いても感染拡散防止に向けて、官民一体となって対策を講じておりますが、感染拡散が収まらなければ国民の健康被害は基より経済的な被害も深刻な問題です。

多摩鍼灸整骨院グループから、そしてこの施術業界から、地域から感染者を出さない、感染を水際で防ぎ、感染防止対策を徹底するとともに、発生時の具体的な対応をあらかじめ定めておくことが重要です。各院の患者様、並びに社員の生命と健康を守るために、対応指針が必要不可欠であると考えます。よって弊グループでは、厚生労働省や保健所に認可された施術所として他の施術所に先駆け、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ運営ガイドラインを定め、ガイドラインに沿った院運営に励んで頂くことを求めます。また、弊グループは政府・東京都の要請の指示に従い整骨院事業の運営を行っていきたいと思っています。

また、非資格者であり、国が休業要請を出して閉鎖している、【整体院・リラクゼーション・クイックマッサージ 等】へ通われていた方の救済も検討せねばなりません。

弊グループの当面のテーマは、「感染しない、感染させない」は当然の事とし、地域医療の担い手としてしっかりと患者さまと向き合って施術を行っていきたいと思っています。

グループ理念「自身の心身の健康づくりを通じ利用者様や患者様に喜ばれることで地域貢献する」の実行実践を行い、ワンチームとして、絆を強固にいたしましょう。

多摩鍼灸整骨院グループ

総院長 九原真介

患者様への注意喚起

ホームページ・SNS 等

来院時の注意事項並びに体調が思わしくない時の来院自粛や、**診療などに変更があった際にはHP や LINE、SNS、または院内掲示で患者様へ呼びかけ、実行の徹底を強く求める。**

実際のHP掲載内容

● 全力！安心！新型コロナウイルス対策中！！

📅 2020年03月13日 📍 多摩鍼灸整骨院

タマコツグループ全施設で新型コロナウイルス対策中。

- ・予防用マスク着用中
- ・次亜塩素酸水噴霧器稼働中

いつも通り安心して通院できます。
元気なスタッフが、皆さんを元気にします。
免疫力アップは、心身の健康づくりから。
タマコツグループにお任せください。



● 「緊急事態宣言」 当院の対応について

📅 2020年04月07日 📍 多摩鍼灸整骨院

4月6日、政府より緊急事態宣言を発令すると発表がありました。

当院としましては発令後も

地域、ご利用者様の

健康維持、ケガの診療を引き続き行なって参ります。

院内におきましては安心して通院していただける環境づくりに取り組んでいます。

○院内感染予防対策

- ・次亜塩素酸水の噴霧
- ・手指の洗浄およびアルコール消毒
- ・ベッド等の消毒
- ・マスクの着用

○ご来院の際に協力をお願いしています。

- ・手指消毒・・・アルコールを準備しています。
- ・可能な限りマスクの着用・・・入手困難。無くて大丈夫です。
- ・体温のチェック・・・体表温度をビツと1秒！

出来る限り施設を閉じることなく診療を継続できるように努めて参ります。

心身の健康が免疫力、抵抗力を高めます。力を合わせてこの事態を乗り越えましょう。

補足

特に東京都では潜在的に誰が感染しているのかわからないので、一層の対策が必要。

院内掲示・院内検温のお願い

感染症に関する国の緊急事態宣言、または注意喚起が解除されるまでの期間中、スタッフがマスク、飛沫防止メガネを着用することの告知

患者様には、施術を受ける前の検温のお願い。

患者様にマスク着用をお願い。

院内環境における対応

院内衛生確保・感染防止対応

院内全域

プーキープロケア（次亜塩素酸水噴霧装置 1 台診療時間中稼働）設置・空気清浄機・カンファ水噴霧・**入り口ドア or 窓の解放**・サーキュレーター稼働

院の入り口・待合

◎受付への手指消毒剤配置と消毒の義務付け

※推奨薬剤（高濃度エタノール 75%・カンファ水（人と環境に安全な次亜塩素酸除菌水））

◎患者様自身のマスク着用の徹底

※マスクは各院に在庫を置き、お持ちでない方へは初回 0 円、2 回目以降 60 円での販売検討

◎体温測定義務付け（距離 1cm・おでこ 1 回、頸部 1 回）

※入室前の患者様の検温（37・5° 以上はお断りいただく）

※待合の新聞雑誌は不特定多数の接触があるが、消毒が難しいためこの期間は撤去の方向で検討

バックヤード・トイレ

午前午後の診療前の清掃・除菌の通常以上の徹底。洗面所の水道、トイレレバー、出入口のドアノブなど**不特定多数が触れる箇所のこまめな除菌、清掃の実施**（最低推奨回数：2 時間に 1 回）及び実施済み管理簿の設置。清掃後カンファ水を一吹きする。

その他、トイレ水洗時は便座蓋を閉める。

施術スペース・ベッド等

施術ベッドに使用するタオル等は**施術毎に除菌 or 交換**する（掛けタオルは毎回除菌スプレーをし、**敷きタオルは使わない**）。顔枕は施術毎に除菌する。ベッド間のカーテンは固定して閉めておく。

患者様対応時

来院者には来院時早期に体温測定を行い、1 回目の測定で 37.5℃以上を検出した場合、続けて合計で3 回測定を行うようにし、3 回中2 回以上 37.3℃以上が計測された場合、その日の治療をお断りし、医療機関受診や自宅安静を促す。なお、その場合にはサンキューカードをお渡しする。上記の患者様には自宅での接触体温計による体温測定を要請し、翌日以降に電話にて、その後の経過を伺うこととする。体温は患者個人情報にあたるため、院内での大きな声での読み上げ等を行わず、プライバシー保護の観点をお願いして本人に計測結果をお伝えするようにする。

37.5℃以上を検出した場合、検温した社員は、早急に手洗いうがい・顔洗い・マスクの交換・着衣・手指と検温器のアルコール消毒を可及的速やかに行う。

その他

スタッフは全員、常時マスクを着用する。患者様にも必ずマスク着用をお願いする。

また、新患対応時や長時間(10 分程度)のカウンセリングの際には飛沫防止メガネの着用する。それ以外の場合でも、患者様のご希望により着用する。

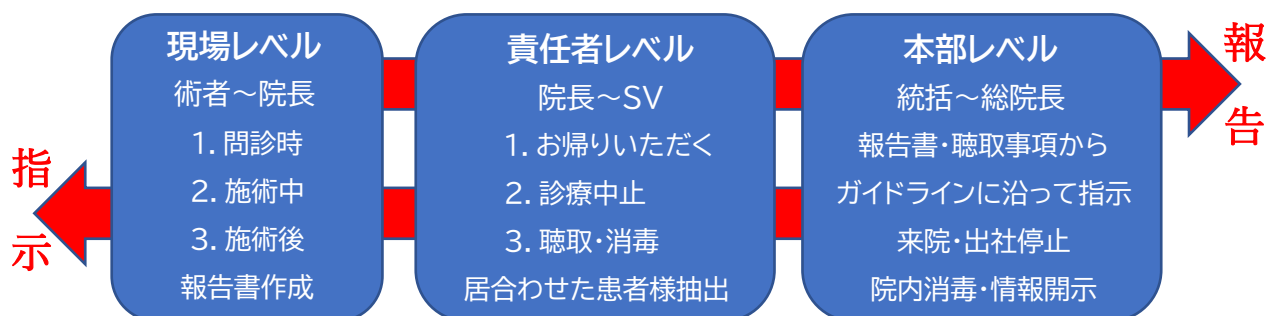
受付スタッフは紙幣や硬貨を扱うため、使い捨て手袋の着用を推奨。(使用上の注意は付録参照) 手袋着用の有無に関わらず、都度の手指消毒を徹底する。

社員の健康管理

一日の流れ

- ① 社員全員は出社前の体温チェックを徹底、**37.5 度以上は即出勤停止**とし、院長（または SV）へ連絡
出社時と午前診療後、午後診療前、退社時の **1 日 4 回腋窩検温**し、その結果を記録し院長が確認
- ② 登院時及び院内ではマスクの着用を原則とする。**電車通勤者は移動時絶対着用**の事。
- ③ 施術した**患者様ごとに毎回の手指アルコール消毒**。
- ④ 食事、休憩時間の濃厚接触の回避。
- ⑤ 社員の家族、同居者に感染者や感染者へ接触があることが判明した場合、即刻出社停止とし他職員との接触について正確な実態把握を実施（フローチャート参照）・発熱者も報告を義務とする。

感染情報連絡網 発熱確認 5 分以内に院長（または SV）に電話報告を完了させる



◎新型コロナウイルスに関する八王子市の総合窓口

TEL:042-620-7253 FAX:042-620-7322

◎新型コロナウイルスに関する日野市の総合窓口

TEL:042-585-1111 FAX:042-583-2400

◎東京都新型コロナコールセンター

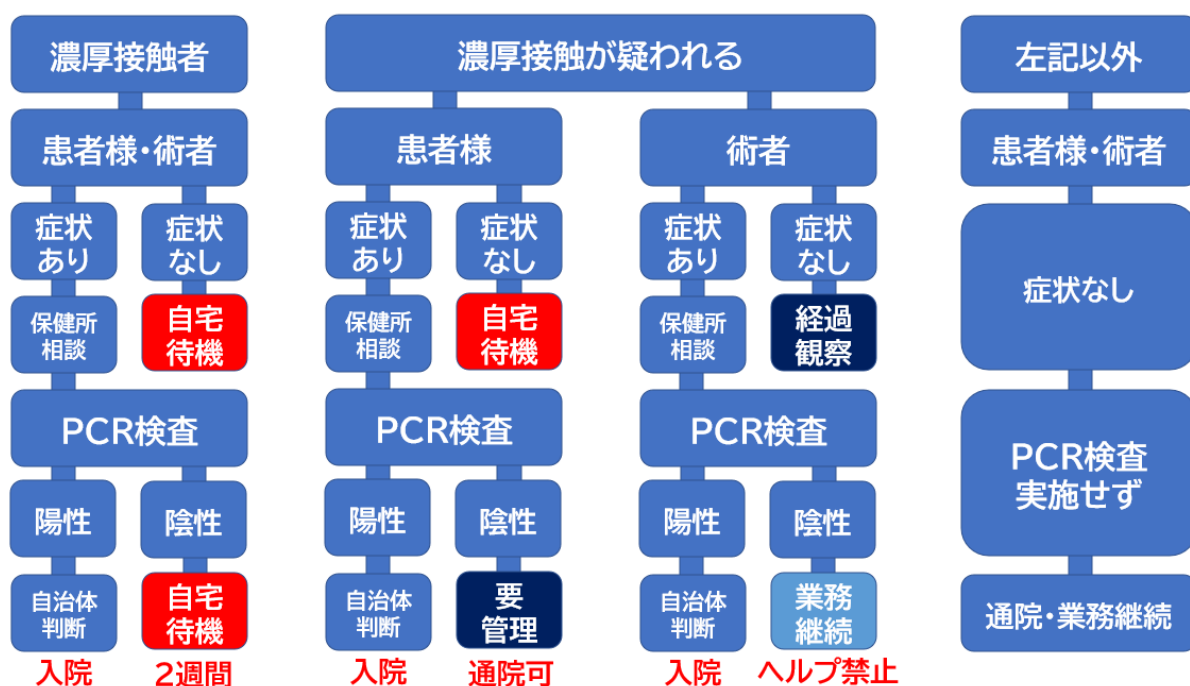
TEL:0570-55-0571 FAX:03-5388-1396

感染者情報に接した場合の対処

通院患者様が感染していた場合

- ① 感染疑いの可能性があった場合、**1分以内に完全消毒を行い始める**。全員と院内の消毒をし、同時に本部、院長へ連絡（完了3分以内）
 ※感染者情報報告書の提出：本部からの指示で、当該院から保健所へ通告。（情報を速やかに開示）
 ※下記の緊急時の各保健所・相談センター参照 来院者情報の摘出
 ※特に感染者の来院時から退院の一時間後くらいまでに来院されていた患者様のリストアップ
- ② 保健所の指示に従った上で早い段階で、必要となれば休診決定し、関係者へ周知を図る。
 先の予約患者様へ電話・LINEなどを活用する
- ③ 休業期間については、所轄保健所により指揮の有無が異なるのが現状、意志疎通に留意する。
- ④ 院の汚染が発生すると専門業者による店舗消毒（要証明書取得）が求められるので、既存取引先・地域の業者から対応の可否を確認しておく。

患者様・術者の家族に感染者(PCR陽性)が出た際の対応



社員が感染した場合

社員側の対応

以下の（１）（２）の症状が継続している場合は感染の疑いがあります。会社に報告をしましょう。

- （１）風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。（解熱剤が必要な場合を含む）
- （２）強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

その後、連携を図りながら相談センター、医師、保健所からの指示に従う。 ※発熱基準は 5/6 現在

会社側の対応

社内のフローチャート順に報告をします。所轄の「帰国者・接触者相談センター」で相談をしてもらうよう従業員に伝えます。（下記参照） その後の対応は、相談センター、医師、保健所からの指示に従いましょう。 **出社については P8 のフローチャートに従う。**

その他

濃厚接触者の判定のため、保健所の調査が入るようです、その場合感染者の行動内容を本人も会社側も整理します。シフトによる接触者の抽出、カルテによる施術患者の抽出など、保健所に提出の場合、個人情報に関わることも出てくるので、本人への連絡も責任者は行う（責任者が感染者の場合 S V または続括） 会社は、症状が出始めた日以降の行動を全て把握することが必要です。

社員の同居・家族が感染した場合

社員側の対応

会社に下記を報告しましょう。

濃厚接触者と判定されたか、されなかったか。その他、相談センター、医師、保健所から伝えられた内容の報告。1 週間の出勤停止。（ヘルプ確保・シフト変更）

会社側の対応

上記の内容の報告を求めましょう。 症状が出ていない場合でも、該当社員を一週間、出社停止を指示する。社内に報告を行う。 ※基本は **P8 のフローチャートに準じます。**

相談窓口

東京都 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口

次の症状がある方は「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」にご相談ください。センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【相談対象者】

- A 風邪の症状や 37.5℃前後の発熱が 4 日程度続いている。
（高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は 2 日程度）
- B 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※発熱基準は 5/6 現在

八王子保健所 TEL:042-645-5195

南多摩保健所 TEL:042-371-7661

社員のセルフコロナチェック（1 日 3 回）

（出勤日でない日でも毎朝、昼、夜）

発熱があれば必ず何時でも、総院長、幹部（統括・S V）までお願いいたします。

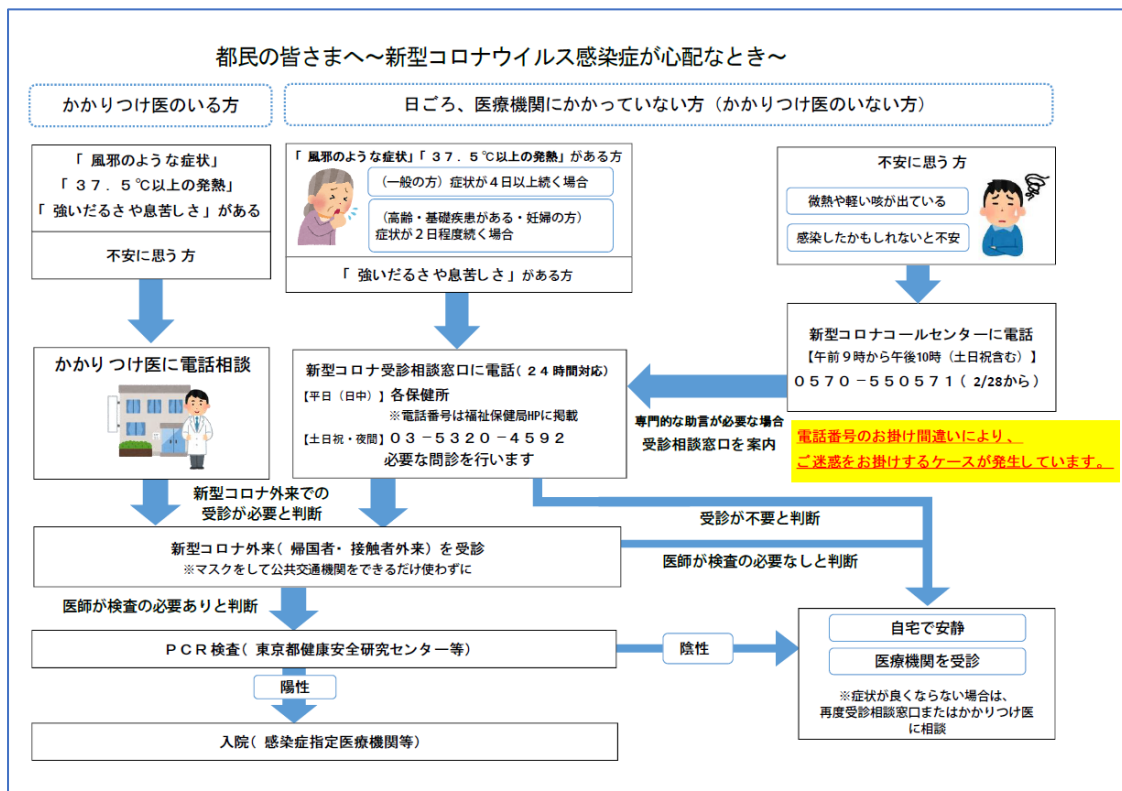
【チェック重要項目】

- 体温計測 **37.0℃以上** →この場合は 5 回計測し 3 回 37.0℃以上)
- 咳・呼吸しにくい**。
- 肩で息をする。
- 息を 10～15 秒止めれるか**。2 回
- 頭痛・関節の痛み・ノドの痛み
- 鼻の奥に溜まってる痛み(副鼻腔炎様)
- 身体が重たい**(人が乗り掛かってる)
- 味覚チェック**(鼻づまりの有無)
- 舌触り異常
- 嗅覚チェック**(鼻づまりの有無)
- 下痢、くしゃみ、涙目。

(37℃は病的発熱ではないと言われてますが、(37～37.5℃でも)必ず報告ください。)

付録：参考資料

①新型コロナウイルス感染症が心配なとき：東京都福祉保険局



②手袋の用法（厚労省「介護施設の感染予防」ガイドラインより抜粋）

3. 手袋

感染予防のポイントは「感染の可能性があるものには直接素手で触らない」ことです。

感染の可能性があるものに触れる場合は、ディスポーザブルの手袋を使用します。

着用が必要な時

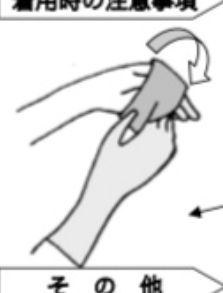
- 血液や体液（唾液・鼻汁・痰など）、傷からの分泌液に触れる時、あるいは触れる可能性がある場合。
- 感染症、特に疥癬の場合は、身体に触れるケア時に着用。（その他の感染症については血液や体液に触れる時に着用。）

着用時の注意事項

- 一度使った手袋は必ず捨てましょう。次の人には使わないで！
- 手袋をしたままで、まわりの物を触らないようにしましょう。
- 長時間使用して汗をかいたり、清拭時のお湯で手袋の中が湿ってきたら交換しましょう。
- 穴が開いたり、破れた場合はただちに交換しましょう。
- はずす時は、外側の汚れた方を内側にひっくりかえします。

その他

- 自分の手に手荒れや傷がある場合は、感染から身を守るために手袋を着用しましょう。



★手袋使用後も必ず手洗いをしましょう。

③感染者情報報告書

感 染 者 情 報 報 告 書

令和 年 月 日

報告者

発生院		院長	
-----	--	----	--

患者情報

来院日		患者		感染情報	本人・家族
-----	--	----	--	------	-------

感染情報

--

通院履歴と接触職員

通院日	治療内容	問診・手技・調整	受付	その他接触者
/ ()				
/ ()				
/ ()				
/ ()				
/ ()				

接触が考えられる患者

今後の対策

--